

椎葉村

男女共同参画

基本計画（改訂版）

配偶者等からの暴力の防止
及び被害者支援計画

平成 30 年～平成 34 年



椎 葉 村

はじめに

人権が尊重され、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる社会の実現は私たちの願いです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担や差別的取り扱い、それらによって生じる男女間の格差は、個人の悩みや生活上の困難の背景になるとともに、社会の様々な分野の発展を阻害する要因にもなっています。

男女共同参画社会づくりは、私たちにとって最も身近な人権に関わる「性別」に焦点を当て、それに起因する様々な問題を解決することにより、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指す取り組みです。

この取り組みは、平成 11 年制定の「男女共同参画社会基本法」を法的根拠に、国際社会の動向や国の施策も踏まえつつ、全国で展開されています。

本村においては、「かて〜り」の精神を活かしながら、村民と行政の協働の村づくりを進める中、平成 25 年 3 月に「椎葉村男女共同参画推進条例」を制定し、本村の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、このたび「椎葉村男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「椎葉村男女共同参画についての住民意識調査」の結果を基に、男女共同参画推進連絡会議、村民の代表者等からなる男女共同参画審議会の審議を経て、地域の特性を考慮し、村民の声を反映いたしました。なお、この計画は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進することとしています。

村民の皆様にも、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において男女共同参画社会づくりに取り組み、一人ひとりが大切にされ、誰もが「夢」「生きがい」「幸せ」を持ちながら暮らしていける社会を、次代を担う子どもたちに確かに引き継ぐことが出来るよう、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言を下さいました男女共同参画審議会委員並びに関係各位をはじめ、住民意識調査にご協力下さいました村民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成30 年4月



椎葉村長 椎 葉 晃 充

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第1章 計画の概要	p 1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の性格	
3. 計画の期間	
第2章 計画策定の背景	p 5
1. 世界の動き	
2. 日本の動き	
3. 宮崎県の動き	
4. 椎葉村の動き	
5. 男女共同参画をめぐる最近の動き ～平成 27 年計画策定後～	
第3章 計画の基本的な考え方	p 13
1. 基本理念	
2. 計画の体系	
第4章 計画の内容	p 17
●重点的に取り組むこと	
1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進	p 18
2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し	p 22
3. 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備	p 25
4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援	p 34
5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の 視点に立った環境の整備	p 41
6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備	p 48
7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	p 54
8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進	p 57
9. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備	p 59
10. あらゆる分野における女性の活躍の推進	p 65

●推進体制	p 67
●数値目標	p 68

参考資料

男女共同参画社会基本法	p 70
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）	p 76
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	p 85
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	p 99
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	p 111
椎葉村男女共同参画推進条例（平成 25 年 3 月 19 日条例第 14 号）	p 121
男女共同参画推進連絡会議設置要綱（平成 24 年 8 月 29 日要綱第 45 号）	p 125
椎葉村男女共同参画審議会設置要綱（平成 25 年 1 月 10 日要綱第 1 号）	p 126

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

2. 計画の性格

3. 計画の期間



第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本村を取り巻く、社会・経済環境の大きな変化を背景に、地域生活課題は多様化・高度化しています。このような変化に対応し、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するためには、地域づくりにかかわるあらゆる取り組みが、すべての人の人権尊重を基盤に行われることが重要です。

そのためには、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題であり、平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

一方、平成 27 年9月には、自らの意思によって働き又は働こうとする女性の活躍を推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布されました。当法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けており(常時雇用する労働者数が 300 人以下の民間事業者については努力義務)、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

本村においては、第 5 次椎葉村長期総合計画において、計画の基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進」を示しており、平成 25 年 3 月に、男女共同参画基本法の趣旨を踏まえた椎葉村男女共同参画推進条例を制定し、近年の社会情勢及び国の新たな男女共同参画基本計画(第 3 次)に対応した新たな計画を策定することとしました。

男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に展開するための指針として本計画を策定します。

2. 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第3項に基づき策定する法定計画です。
- (2) 本計画は、「椎葉村男女共同参画推進条例」(平成 25 年 3 月 19 日条例第 14 号)第 10 条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画(第3次)」(平成 22 年 12 月閣議決定)を上位計画とし、第 5 次椎葉村総合計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図りながら策定しました。
- (4) 本計画は、本村の特性を考慮し、村民の意見を反映するために、平成 25 年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」の結果や椎葉村男女共同参画審議会からの答申などを踏まえて策定しました。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第1項に基づく本村における推進計画として位置付けます。
- (6) 本計画は、「椎葉村配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に進めます。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度を初年度とする平成 34 年度までの5年間とし、実施事業については、必要に応じて見直します。

その他、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直します。

第2章 計画策定の背景

- 
1. 世界の動き
 2. 日本の動き
 3. 宮崎県の動き
 4. 椎葉村の動き
 5. 最近の動き～平成27年計画策定後～

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き

◎「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第二次世界大戦後、国際連合において基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。昭和 21(1946)年、国際的に女性の地位向上を図るために、国連経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。また、国連総会において、昭和 23(1948)年に、すべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言」(世界人権宣言)が、昭和 42(1967)年に、実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

◎「国際女性年」と「国連女性の 10 年」

昭和 50(1975)年の国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコ・シティで「国際女性年世界会議(第1回世界女性会議)」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の昭和 51(1976)年から昭和 60(1985)年の「国連女性の 10 年」では、「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行われました。

◎「女性差別撤廃条約」

昭和 54(1979)年の国連総会において、国連憲章や世界人権宣言に基づいて、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務付けた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、実質的な男女平等の実現に向けて、法律・制度、文化・慣習などの見直し、修正、廃止の措置をとるよう要求しており、各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

◎「国連女性の 10 年」の総括～「ナイロビ将来戦略」～

「国連女性の 10 年」の最終年である昭和 60(1985)年には、ナイロビで「国連女性の 10 年最終世界会議(第3回世界会議)」が開催され、「2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は孤立した個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

◎20 世紀の総括～「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」～

1990 年代は 20 世紀の総括と 21 世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されました。平成 5 (1993) 年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的人権である」と明記されました。女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、公私のあらゆる場での暴力の撤廃が示されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成 6 (1994) 年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (性と生殖に関する健康／権利)」が人権の一部であると確認されました。

◎「第 4 回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

平成 7 (1995) 年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの 12 の重要な問題領域について、西暦 2000 年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示され、各国に国内行動計画の策定が求められました。

◎「女性 2000 年会議」と「北京+10」

平成 12 (2000) 年、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、ニューヨーク国連本部で「女性 2000 年会議」が開催されました。「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の採択後 10 年となる平成 17 (2005)「北京宣言」「行動綱領」並びに「女性 2000 年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10 (プラステン)」世界閣僚級会合が開催されました。

◎女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告に対する最終見解

日本政府は、女性差別撤廃条約に基づいて平成 20 (2008) 年 4 月に第 6 回政府報告を提出し、その内容は、平成 21 年 7 月 23 日、女子差別撤廃委員会第 44 会期 (於: ニューヨーク国連本部) において審議されました。8 月にはわが国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女性差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21 項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終見解として出されています。

2. 日本の動き

◎「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、昭和 50(1975)年の「国際女性年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者からなる「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和 52(1977)年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和 61(1986)年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

◎「女性差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備

昭和 55(1980)年、「女性差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。昭和 59(1984)年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また、昭和 60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、同年、「女性差別撤廃条約」を批准しました。

◎男女共同参加型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」～

昭和 62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参加型社会」の形成を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(新国内行動計画)が策定されました。

◎「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定～

平成3(1991)年には、「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画社会の形成」を目指すこととしました。

◎「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

平成6(1994)年には、男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。

また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

◎「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画 2000 年プラン」

平成8(1996)年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは、第4回世界女性会議の成果を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、目指すべき方向とそれに至る道筋を提案したものです。同年、「北京宣言」と「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」を踏まえた「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

◎「男女共同参画社会基本法」

平成 11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進することを目的としています。

◎「男女共同参画基本計画」

平成 12(2000)年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

◎「内閣府男女共同参画局」

平成 13(2001)年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

平成 13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が制定されました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後3年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成 16(2004)年、平成 19(2007)年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。

また、平成 19(2007)年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また、平成 16(2004)年には、同法に基づいて、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針」が策定されました。

◎「第二次男女共同参画基本計画」

平成 17(2005)年には、「男女共同参画基本計画」による取り組みを評価・総括し、第二次男女共同参画基本計画」が策定されました。新たな取り組みを必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

◎女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解を受けて

平成 21(2009)年8月、女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解が女子差別撤廃委員会から出され、「最終見解に指摘されている課題への取り組み等を通じて、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

3. 宮崎県の動き

◎宮崎県婦人関係行政連絡会議と青少年婦人課設置

昭和 53 年(1978 年)、女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議(平成 2 年(1990 年)に「宮崎県女性行政関係連絡会議」、平成 12 年(2000 年)「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称)が設置されました。

昭和 54 年(1979 年)には、女性に関する施策を推進する総合的な窓口として青少年婦人課を設置し、女性施策についての本格的な取り組みが始まりました。

◎宮崎県婦人問題懇話会設置

昭和 55 年(1980 年)には、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」(平成 2 年(1990 年)に「女性の未来を考える懇話会」、平成 11 年(1999 年)「男女共同参画推進懇話会」、平成 15 年(2003 年)に「男女共同参画審議会」に改称)が設置されました。

◎行動計画の策定

昭和 56 年(1981 年)に、第 3 次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」を加え、翌昭和 57 年(1982 年)には、県の女性施策の基本的方向を明らかにした「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」が策定されました。その後、昭和 62 年(1987 年)には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」が策定され、また、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第 4 次宮崎県総合長期計画に基づき、平成 4 年(1992 年)に「女と男で進めるサンサンひむかプラン」が策定されました。

さらには、第 4 次宮崎県総合長期計画の改定に併せて平成 9 年(1997 年)に「ひむか女性プラン」が策定され、総合的な施策の展開が図られました。

◎推進拠点の整備

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成 3 年(1991 年)に「みやざき女性交流活動センター」が設置され、平成 13 年には、男女共同参画社会づくりの推進拠点として「宮崎県男女共同参画センター」が設置され、啓発事業等に加え相談事業を開始するなどの事業拡大が行われました。

◎みやざき男女共同参画プラン

平成 14 年(2002 年)には、男女共同参画推進の総合的な施策の展開を図るため、男女共同参画基本法に基づき、「みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。その後、社会経済情勢の変化等を勘案して内容の見直しが行われ、平成 19 年(2007 年)に「みやざき男女共同参画プラン(改訂

版)」が策定されました。

◎宮崎県男女共同参画推進条例

平成 15 年(2003 年)、宮崎県の男女共同参画を促進するための基本理念や県、県民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項などを定めた「宮崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。

◎第 2 次みやざき男女共同参画プラン

平成 24 年(2012 年)には、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」の内容を踏まえ、前期計画に引き続き、男女共同参画社会の実現に向け施策を総合的かつ計画的に推進していくための「第 2 次みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。

4. 椎葉村の動き

◎体制の整備等

平成 24 年 8 月:本村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために、村長を会長とした庁議メンバーを委員とする「男女共同参画推進連絡会議」を設置しました。

平成 25 年 1 月:男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の重要事項や基本計画の進捗状況について調査審議する「椎葉村男女共同参画審議会」を設置しました。

平成 25 年 3 月:「椎葉村男女共同参画推進条例」を制定。同年 12 月に、「男女共同参画社会についての住民意識調査」を実施し、この調査結果を今回の計画策定の基礎資料としました。

なお、第 5 次椎葉村長期総合計画において、計画の基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進」を示し、より一層の庁内横断的かつ総合的な施策を推進することとしています。

5. 男女共同参画をめぐる最近の動き

～平成 27 年椎葉村男女共同参画基本計画策定後～

1 国の動き

(1) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として、「第4次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に閣議決定されました。この計画では、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を変革することや、女性活躍推進法の着実な施行により女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが強調されています。

(2) 女性活躍に係る動き

① 「日本再興戦略」の策定

平成 25 年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性の活躍促進が「成長戦略の中核」と位置付けられ、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。また、平成 26 年6月に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂 2014」には、民間事業者及び国・地方公共団体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定める新たな法的枠組みの構築を検討することが盛り込まれました。

② 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定

自らの意思によって働き又は働こうとする全ての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成 27 年9月に公布・一部施行されました。(平成 28 年4月全面施行)この法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けています。(常時雇用する労働者数が 300 人以下の民間事業者については努力義務)

(3) 関係法の成立・改正

① 子ども・子育て支援法及び関連法の成立

幼児教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法及び関連法が平成 24 年8月に成立し、これに基づく新たな子ども・子育て支援制度が、平成 27 年4月に施行されました。

②「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)が改正され(平成 25 年 10 月施行)、女性相談所等は、ストーカー行為などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。さらに、平成 28 年の改正では、SNSやブログにメッセージを送ったり書き込んだりし続ける行為等が規制対象に追加されました。(平成 29 年1月施行)

③「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が改正され、平成 26 年1月に施行されました。これにより、これまでの配偶者からの暴力及びその被害者に加えて、同居する交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

2 宮崎県の動き

(1)「みやざき女性の活躍推進会議」の設立

企業、関係団体、行政が一体となって、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、女性はもちろん男性もいきいきと働き、活躍する活力ある宮崎を実現するため、平成 27 年 10 月、「みやざき女性の活躍推進会議」が設立されました。当会議では、研修会の開催や情報発信などを行っています。なお、県では、当会議を女性活躍推進法第 23 条第1項に基づき、県内における女性活躍推進に関する情報共有や協議を行う「協議会」として位置付けました。

(2)「DV対策宮崎県基本計画」の改定

DV防止法の改正内容や国の基本的な方針、ストーカー規制法の改正内容を踏まえ、「DV対策宮崎県基本計画」を改定しました。

平成 26 年3月改定(計画期間 26 年度から 30 年度までの5年間)

(3)「みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定

「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、平成 27 年3月、「みやざき子ども・子育て応援プラン」を策定しました。

平成 27 年3月策定(計画期間 27 年度から 31 年度までの5年間)

(4)「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

宮崎県の子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 28 年3月、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

平成 28 年3月策定(計画期間 28 年度から 31 年度までの4年間)

3 椎葉村の動き

(1)「椎葉村男女共同参画審議推進委員会」の設立

基本計画に対する「審議」のみにとどまらず、「推進」することも必要であるとの観点から、これまでの「男女共同参画審議会」に以前から男女共同参画を啓発推進してきた「いきいき女性アドバイザー」が加え、平成 28 年4月から「男女共同参画審議推進委員会」と名称を変え、様々な活動を展開することとしました。

(2)「椎葉村男女共同参画基本計画」(改訂版)の策定

平成 27 年9月に、自らの意思によって働き又は働こうとする女性の活躍を推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布されたことを受け、本村でも、「椎葉村男女共同参画基本計画」を法第6条第1項に基づく本村における推進計画として位置付け平成 30 年4月に「椎葉村男女共同参画基本計画」(改訂版)を策定しました。

平成 30 年4月策定(計画期間 30 年度から 34 年度までの5年間)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

2. 計画の体系



第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

この計画は、「椎葉村男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

椎葉村男女共同参画推進条例に掲げる

6つの基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人の尊厳が重んじられること、性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

男女共同参画の推進にあたっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮させなければならない。

(3) 施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、村における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

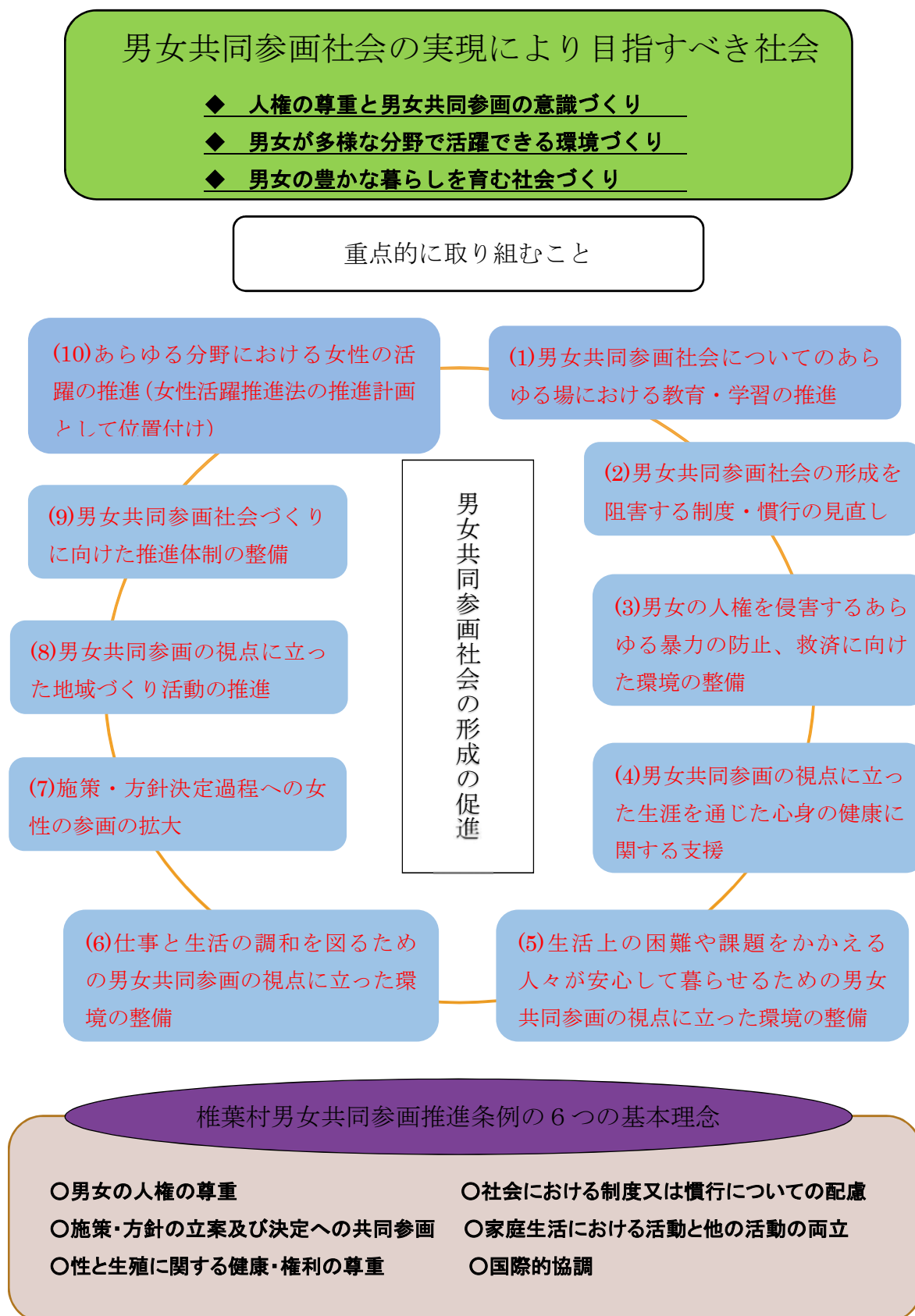
（５）性と生殖に関する健康・権利の尊重

男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行わなければならない。

（６）国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行わなければならない。

2. 計画の体系



第4章 計画の内容



第4章 計画の内容

1 重点的に取り組むこと

男女共同参画社会についての あらゆる場における教育・学習の推進

【現状と課題】

■男女共同参画社会の形成に向けては、村民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習が基礎となり、「椎葉村男女共同参画推進条例」第11条においても「教育及び学びの推進」を規定しています。

■平成25年度に本村が実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、さまざまな場での「男女の平等感」を尋ねたところ、「平等である」の回答が最も多かったのは、「学校教育の場」で49.2%、反対に最も低かったのは「社会通念、慣習、しきたり」で17.8%と低く、全ての分野において「男性が非常に優遇」「男性が優遇」と感じている人の割合が高くなっています。固定的な性別役割分担*意識は、長い時間をかけて人々の意識の中に形づくられてきたものであり、社会制度や慣習・慣行にさまざまな影響を及ぼしています。

■固定的な性別役割分担意識は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす大きな阻害要因であり、その解消に向けた取り組みは、この計画の基盤を成す重要な課題です。しかし、本村においては、村民に広く、その認識が浸透しているとは言えない状況です。

そのため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画社会についての理解の深化を図る教育・学習を通して確かな男女共同参画意識の醸成に取り組む必要があります。

また、これまで行われてきた、人権に関する様々な教育・学習に「椎葉村男女共同参画推進条例」第3条に規定する「男女の人権の尊重」の視点を浸透させることが重要です。

その際、これまで男女共同参画社会についての教育・学習の機会が少なかった男性、子ども、若者世代への積極的な取り組みにより理解の裾野を広げる必要があります。

そのため、それぞれの対象に身近なテーマでの学習内容の工夫を行うとともに、関係各課における村民を対象としたあらゆる分野の研修等にも男女共同参画の視点を踏まえた配慮を行います。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。	総務課
2	男女共同参画社会についての情報提供の充実	男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県・村の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、広報誌、やまびこ通信などあらゆる媒体と多様な機会を活用して提供の充実に努めます。	総務課
3	広報誌への男女共同参画に関する記事の掲載	男女共同参画についての理解を深めるため、広報誌に男女共同参画に関する記事を掲載します。その際、住民に関心のあるテーマとなるよう、関係各課と連携した取り組みを進めます。	総務課
4	村が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮し、村職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動ができるよう「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」(内閣府発行)を活用します。	総務課
5	教職員、保育士等教育に携わる人への研修などの情報の提供	男女共同参画意識の向上を図るために教職員、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修会などへの参加を積極的に働きかけます。	総務課 教育委員会 福祉保健課
6	保護者・PTA等への情報提供等の支援	学校等における保護者会・PTA等を活用し、男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに、研修の実施を働きかけるなど、子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進します。	総務課 教育委員会

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
7	女性団体等への情報提供等の支援	女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画社会についての情報提供や県男女共同参画センターが実施する研修等への参加を働きかけます。	総務課 農林振興課
8	事業所等への情報提供等の支援	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図ります。その際、提供する情報については、雇用者の関心に対応する内容となるよう努めます。また、男女雇用機会均等法等関係法令の遵守に向けた情報提供を行います。	地域振興課
9	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた学習機会の提供	男女共同参画についての正しい理解が深まるよう、自治会や家庭教育学級、職場等誰もが参加しやすい住民の身近な場所での学習の機会を提供します。	総務課
10	人権教育・学習の推進	学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において人権教育学習の推進を図ります。	総務課
11	生涯学習・社会教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、生涯学習・社会教育の講座において、男女共同参画についての学習機会の提供を行います。また、家庭教育学級、子育て学級、老人クラブ、女性団体、青年団等における男女共同参画社会についての学習の提供を促進します。	総務課 教育委員会 福祉保健課
12	職員研修の提供	男女共同参画についての正しい理解を深めるため、研修会の実施に努めます。	総務課
13	各種相談員研修の実施	相談にあたる各種相談員に対して、人権尊重の理念の深化のための男女共同参画概念の浸透を図るため、研修の機会の充実を図ります。	関係各課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
14	租税教育への男女共同参画の視点の導入	租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、社会・経済・雇用などの基本的な社会の仕組みとのつながりの中で説明し、男女が共に社会に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き納税意識を高められるよう、内容の充実を図ります。	税務住民課
15	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等の充実を図ります。	教育委員会 総務課
16	各種講座等の開催日時等の配慮	各種講座・研修会等の開催にあたって、性別、年齢等に関わりなく参加出来るよう、日時の選定や託児等に配慮します。	関係各課

用語解説

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

2 重点的に取り組むこと

男女共同参画社会の形成を阻害する 制度・慣行の見直し

【現状と課題】

■社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生れてきたものではありますが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない状況があり、本来尊重すべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻む要因となることがあります。

このような固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行は、暮らしの隅々に関わっており、無意識のうちに人々の男女共同参画意識に影響を及ぼしています。

■本村においても、平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」を通して、地域の雰囲気や慣習の中に「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「女性や若い人は、男性や年長者の意見に従った方がよいという雰囲気」等・・・、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている様々な慣行があることが分かりました。

そのため、村民生活を支える行政のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域コミュニティにおける運営等に関わる慣行において、固定的な性別役割分担意識を助長するものではないか、性別による機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、男女共同参画社会の形成への影響という観点からの配慮を行います。

また、これまでの本村における男女共同参画社会についての取り組みの状況を踏まえて、男女共同参画社会の形成という観点から見直すべき制度や慣行について、住民の主体的な気づきが拓かれるよう男女共同参画社会に関する積極的な広報・啓発を進めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
17	男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす慣習等の調査を行い、職場・家庭・地域等さまざまな場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立でない影響を及ぼすものについて見直しを呼び掛けます。	総務課
18	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	性別による固定的性別役割分担意識をかえることにより、男女が共に家庭責任を果たすための料理教室等の学習機会の情報を提供します。その際、子どもや男性の家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を行います。	福祉保健課 教育委員会
19	職場における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因となる職場における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための広報・啓発活動を進めます。	総務課
20	学校運営における慣行の見直しに向けた調査研究	学校運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行などがないか、実態把握・調査研究に努めます。	教育委員会
21	地域運営における慣行の見直し	地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、自治公民館等の運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための広報・啓発活動に取り組みます。	総務課
22	行事やイベント等における慣行の見直し	行事・イベント等での、役割分担を決定する過程において、性別に関わりなく一人ひとりの意見が反映されたものとなるよう、積極的な見直し、改善に努めます。	関係各課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
23	個性を大切にする進路指導の充実	児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう進路指導を行います。その際、男子向け、女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択がされるよう、教職員への情報の提供に努めます。	教育委員会
24	先進自治体の事例などの収集及び活用	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画により多様性に富んだ活力ある職場、地域づくりを推進している自治体の事例等を収集し、事業所、自治公民館などへ情報提供を行います。	総務課

3 重点的に取り組むこと

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、 救済に向けた環境の整備

【現状と課題】

■あらゆる暴力は、その対象の年齢、間柄に関わりなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止と救済に向けた取り組みを進めることは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。

特に、女性に対する暴力の背景には、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係の規範など、性別に由来する構造的な問題があります。

しかし、これらの暴力を個人的な問題として捉える意識は根強く残っており、暴力が潜在化する大きな要因となっていることから、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという確かな認識を広めるための取り組みが重要です。

男女の人権を侵害するあらゆる暴力を根絶するため、その防止と救済に向け、暴力についての確かな認識を広めるための取り組みを進めるとともに、暴力の形態や被害者のニーズに応じたきめ細かい対応をめざし、関係機関職員への研修の徹底や、連携した取り組みを進める等、環境の整備を進めます。

■本村が、平成 25 年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から身体的・精神的・性的暴力を受けた経験が一度でもあると答えた女性は、39.1%となっています。

また、配偶者等からの暴力を受けた経験がある方のうち、「どこにもだれにも相談しなかった(できなかった)」と回答した人が 25.0%となっており、暴力が潜在化しやすい傾向にあることも分かりました。

■平成 13 年 10 月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下 DV 防止法^{*})が施行され、配偶者等からの暴力は、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、ジェンダー(社会的性別)^{*}に由来する構造的な問題であるという認識に基づいて様々な社会的取り組みが進められ、平成 19 年7月の DV 防止法改正では、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されました。

本村においても、DV 防止法第3条第3項に基づき、「椎葉村配偶者等からの暴力防止対策基本計画」を「椎葉村男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DV^{*}の根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
25	法教育の推進	日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し、問題解決の力量形成が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や村ホームページ等を活用して法律に関するコラムを設ける等、法教育を進めます。	総務課
26	「人権啓発強調月間」、「人権週間」における広報・啓発	広報誌ややまびこ通信等を活用して、人権意識の高揚を図ります。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。	総務課
27	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努めます。	総務課
28	性別に起因するあらゆる暴力根絶のための啓発	配偶者等からの暴力(DV, <u>デートDV</u> ※)セクシュアル・ハラスメント、虐待など、性別に起因するあらゆる暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるため、国や県が作成した啓発用リーフレット等をあらゆる機会積極的に配布、設置し、講演会や研修等への参加を促進します。	総務課
29	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)にパープルリボン運動等を行い、各種広報・啓発を進めます。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
30	「児童虐待防止月間」を中心とした広報・啓発	広報誌ややまびこ通信等を活用して、児童虐待防止に向けた取り組みを行います。	福祉保健課
31	被害者が自ら暴力に気づくための啓発活動の推進	あらゆる暴力を暴力として認識できていないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、あらゆる暴力に対しての正しい理解を得るための情報を提供します。	総務課
32	警察の通報専用携帯電話貸出制度	被害者の安全確保のために、警察の通報専用携帯電話貸出について情報提供を行います。	総務課
33	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織等を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。	福祉保健課
34	保健・医療機関における早期発見と情報提供	医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診査や相談を通して、暴力、虐待などの早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、村や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援に努めます。	病院 福祉保健課 総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
35	育児・介護サービスの提供者による早期発見と対応の促進	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力、虐待などの発見者になる可能性が高いため、暴力の未然防止の視点を持った行動が行えるよう情報提供を行うほか、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	福祉保健課
36	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員、聴きミミ隊等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。	福祉保健課 総務課
37	学校、児童館・保育所等における子どもの行動等からの早期発見と対応の促進	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力や虐待など早期発見に努め、適切な支援が受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	教育委員会 福祉保健課
38	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる村職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、聴きミミ隊等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行う等の環境づくりを進めます。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
39	通報者の情報の保護の徹底	通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。	関係各位
40	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関、学校関係機関等における被害者の個人情報の保護を徹底します。	病院 教育委員会
41	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めるとともに、個人情報の管理を徹底します。	総務課
42	医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置に適切に運用します。	福祉保健課 税務住民課
43	住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	税務住民課
44	保護命令制度の広報と申立てに関する支援	配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。	総務課
45	教育、保健医療関係者、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	教育関係者や保健医療関係者など被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、国・県・関係機関等が実施するあらゆる暴力に対する正しい認識の定着を図る研修への参加を促進します。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
46	安心して相談できる環境の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談しやすい環境づくりを進めます。	関係各課
47	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。	総務課
48	相談窓口の充実	相談場所の環境整備など、安心して相談できる環境の整備に努めます。	総務課 福祉保健課
49	県関係機関及び近隣自治体との連携	関係機関及び近隣自治体からなるネットワーク会議等に参加し、情報の共有化を図り、迅速な対応ができる体制整備に取り組みます。	総務課 福祉保健課
50	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、村と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。	福祉保健課 総務課
51	生活支援のための法律、制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、母子・寡婦福祉資金、生活福祉資金貸付、児童手当、児童扶養手当、生活保護制度、国民年金保険料の特例免除制度等の情報提供を行います。	福祉保健課 税務住民課
52	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供により育児の負担軽減を図ります。	福祉保健課
53	学校や児童館・保育所等への就学支援	村、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があって現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。	教育委員会 福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
54	職業相談や指導等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	地域振興課
55	公営住宅等の優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努めます。	総務課
56	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校や児童館・保育所、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	福祉保健課 教育委員会
57	健康診査・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等の恐れがあり、本村に住民登録していない子どもについては、本村で健康診査や予防接種が受けられるようにします。	福祉保健課
58	学校教育、社会教育の場における男女間の暴力防止のための教育・啓発の推進	学校教育、社会教育の場において、配偶者からの暴力(DV、デートDV)の防止に向けた教育を推進します。	総務課 福祉保健課 教育委員会
59	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント※防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等、雇用の場における防止対策を進めます。	地域振興課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
60	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた服務規律の徹底、相談体制の整備に努めます。	総務課
61	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進めます。	教育委員会
62	その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	自治会等、男女雇用機会均等法が適用されない関係、領域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を広めるための広報・啓発活動を進めます。	総務課
63	各種暴力に関する相談窓口の周知	配偶者などからの暴力、児童虐待、高齢者虐待などの相談窓口の周知を図ります。	総務課
64	男女雇用機会均等法の周知と履行確保	男女雇用機会均等法は、セクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけていることなど、第 11 条を中心に事業所に周知するとともに、履行確保に向けた取り組みを進めます。	地域振興課 総務課

用語解説

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として平成 13(2001)年 4 月 6 日公布、10 月 13 日施行。

この法律は、配偶者からの暴力を阻止し、被害者を保護するため、都道府県が自ら設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。平成 16 年(2004)年 12 月 2 日施行の一部改正において、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、退去命令の期間の拡大などが規定された。その後、平成 20(2008)年 1 月 11 日施行の改正法においては、保護命令制度の拡充などが規定された。さらに、平成 26 年(2014)年 1 月 3 日施行の改正によって法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなった。

ジェンダー(社会的性別)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など、親密な関係にある(あった)パートナーから受ける暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的な暴力、経済的な暴力などがある。

デートDV

結婚していない交際中の男女間で起こる暴力。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。職場でのセクシュアル・ハラスメントについては「職場において相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」とされている。

4 重点的に取り組むこと

男女共同参画の視点に立った生涯を通じた 心身の健康に関する支援

【現状と課題】

■男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が大切にされなければなりません。中でも、住民一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取り組みについては、それぞれの性にかかわる身体的特徴に理解を深め、妊娠や出産の可能性を有する女性が、その生涯を通じて、男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮する等、「男女の人権の尊重」に基づく「性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」※概念を踏まえることが重要です。

本村の男女共同参画推進条例第3条第5号において、その基本理念として、「男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことが出来るように配慮されること」と示しています。

■本来、個人の意思が尊重されるべき結婚観や妊娠・出産をめぐる偏見は依然として根強く、また、個人の尊厳に関わるそれぞれの性の身体的特徴に配慮が足りない状況に、性と生殖に関わる身体の問題への男女共同参画の視点に立った対応が求められています。

さらに近年、性に関する商業的、不正確な情報が氾濫する中で、性感染症の予防や、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取れることが必要です。このため、家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた確かな性教育を実施するとともに、性と生殖に関して健康であることの重要性について、村民への確かな情報提供に努めます。

■このような課題を踏まえて、「性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」概念の浸透を図りつつ、誰もが、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
65	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	福祉保健課 総務課
66	健康管理に関する情報の提供	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域において積極的に進めます。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることにも留意します。	福祉保健課
67	学校教育における健康教室の実施	学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図ります。	教育委員会 福祉保健課
68	女性の生涯を通じた健康診査・指導の推進	女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた適切な健康保持に関する事業を推進します。	福祉保健課
69	発達段階に応じた性教育の推進	性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防に関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個人を尊重し、相手をおもいやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動がとれるよう、学校において「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした性教育を進めます。	福祉保健課 教育委員会

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
70	食育の推進	食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意します。	福祉保健課 教育委員会
71	健康をめぐる問題の相談体制の充実	男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康全般に関する相談を性差に応じて実施します。	福祉保健課
72	妊娠・出産期までの一貫したサービスの提供	日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫した医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図ります。さらに妊婦等に対する早期の妊娠届の勧奨などにより、妊婦検診の公的負担や出産一時金などにより、経済的負担の軽減を図ります。	福祉保健課
73	母子保健活動の推進	妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した体制の整備を図ります。	福祉保健課
74	「マタニティマーク」の普及	妊婦検診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対する環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
75	職場における健康管理の推進	男性の働き方の見直し等長時間労働の抑制を図り、休養や食事等による自己の健康を適切に管理するよう、職場における健康管理の推進を進めます。	総務課
76	性感染症の予防に関する啓発の実施	HIV／エイズや子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすことから予防に関する積極的な広報活動を行います。	福祉保健課
77	HIV／エイズについての発達段階を踏まえた教育・学習の推進	正しい知識を身に付け、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう教育・学習を進めます。	福祉保健課 教育委員会
78	薬物乱用防止教育の実施	薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となる社会基盤を揺るがしかねない行為であることから、薬物乱用と健康の関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう健康に与える影響について指導し、教育を行います。	福祉保健課 教育委員会
79	喫煙・飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に進めます。	福祉保健課 教育委員会
80	職場や公共の場における受動喫煙防止対策の実施	受動喫煙が身体に及ぼす影響等の情報を提供し、受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
81	自死予防対策の推進	我が国の自死者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自死予防に関する啓発運動を進めます。その際、固定的な役割分担意識を背景に、男性が精神面で孤立しやすいこと等、男女共同参画社会の形成の重要性への理解を促進できるような広報に努めます。	福祉保健課 総務課
82	性差に応じたがん検診の充実	性差に応じたがん検診（乳がん、子宮がん、前立腺がん）の予防施策を進めます。	福祉保健課
83	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	男性の方が肥満者や喫煙飲酒する者の割合が高い状況にあること等的確に踏まえて、性差に応じた生活習慣病の予防施策を展開します。 また、高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた普及啓発を図ります。	福祉保健課
84	検診受診率の向上	あらゆる検診の受診者数を増やす取り組みを進めます。特に、若年層の受診率の向上に向けた普及啓発を行います。	福祉保健課
85	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	高齢者が自立して日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を進めます。	福祉保健課 教育委員会

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
86	地域においてスポーツを親しむ環境等の整備	男女自らがスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、地域において男女を問わずスポーツを親しむことができる環境の整備を行うとともに、その指導者の育成・活用に努めるよう支援します。	教育委員会
87	母子健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母子健康管理指導事項連絡カードを周知し、活用を促進します。	福祉保健課
88	メンタルヘルス支援策の推進	精神疾患があっても地域の中で、安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努めます。その際、摂食障害等その背景に固定的な性別役割分担意識が影響を与えていること等に考慮して取り組みます。	福祉保健課 総務課
89	<u>家族経営協定</u> ※の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	農業に従事する女性は、家族経営体の特質もあり、雇用者に保障されている妊娠・出産・育児期の安心と安全のためのサービスを享受する機会の確保が難しいため、家族経営協定に健康保持に関すること、特に女性の健康支援に関する項目を設置するよう助言を行います。	農林振興課

用語解説

「性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)」

平成 6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満ち足りた性的関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての生徒生殖に関する課題が幅広く議論されている。

家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族ひとりひとりの役割、就業条件・就業環境などについて、家族みんなで話し合いながら文書で取り決めるもの。

生活上の困難や課題をかかえる人々が 安心して暮らせるための 男女共同参画の視点に立った環境の整備

【現状と課題】

■ 少子高齢化の進展や個人の価値観の多様化に伴い家族形態・生活形態の多様化が進んでいます。世帯の家族類型別割合の推移をみると「夫婦と子ども」は減少傾向にあり、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」「単独世帯」は増加傾向にあります。

さらに、夫婦のいる世帯の働き方の状況をみると、「夫婦とも働いている」いわゆる共働き世帯が最も多く、「働く夫・専業主婦の妻・子どもが二人」を家族形態のモデルとする制度や慣行では、多様化する人々の暮らしは支えきれなくなっています。

■ 平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」を通じて、多様化する地域社会の変化に対応しきれていない人々の意識や地域の慣行が明らかになりました。

また、家族形態・生活形態の多様化には、非正規雇用者の増加等就業形態の多様化に伴う諸課題も関わり、きびしい生活環境・雇用環境に置かれている人もふえています。中でも、ひとり親家庭や障がいのある人、高齢期の人等は、きびしい生活環境・雇用環境に置かれやすく、直面する様々な生活上の困難には、その性別ゆえの偏見や差別的取り扱い等は無自覚な人々の意識をはじめとする慣行が深く関わっている場合があります。

■ 男性であること、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている人もおり、誰もが、個々人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援を受けることができ、より安定した暮らしができるよう、男女共同参画の視点に立ち、さらに多様化への対応力を高める環境の整備が必要です。

そのため、住民の暮らしを支える諸施策の実施に当たっては、性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、男女の生活実態、意識、身体的機能の違いに配慮するとともに、当時視点からの施策の横断的な展開を図ります。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
90	多様な生活形態に対応した子育て支援の実施	次世代育成支援「椎葉村行動計画」に基づき、子育て支援の充実を図ります。また、男女共同参画社会づくりの観点からの計画施策の充実を図ります。	福祉保健課
91	子育てに関する相談の実施	子育てに関する相談にあたっては、相談者の多様な生活形態を受容する人権尊重の視点を踏まえて、画一的な子育て感による「あるべき姿」を強調することが、子育て中の人の孤独や不安に影響を及ぼすことに配慮して行います。また、関係機関(学校・教育委員会等)と相談員(児童委員、スクールカウンセラー等)との連携を強め、学童期、思春期におけるさまざまな問題に対処できるよう相談体制の充実を図ります。	福祉保健課 教育委員会
92	子育てに関する情報提供の充実	これから子どもを産もうとしている人や子育て中の家庭が、子育てに関し、必要な時に適切な情報が得られるよう「子育て応援カード」の配布等情報提供を行います。	福祉保健課
93	育児休業法の周知	性別や雇用形態にかかわらず希望する人が育児休業を取得できるよう、育児休業法の周知に関わる情報提供を行います。	総務課 地域振興課
94	民生委員・児童委員活動の推進	主任児童委員を中心とした、民生委員・児童委員の活動により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、支援が必要な家庭に対する子育て支援の対応を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
95	子育て支援に関する 情報発信・情報提供の体制整備	村における子育て支援に関する情報をより多くの子育て当事者に届けるために、村におけるあらゆる子育て支援に係る資源を一元的に把握し、ホームページや広報誌にとどまらず、各種健康診査の機会等を捉えて積極的な情報提供を図るための体制整備に取り組む等、多様な方法での広報に努めます。	福祉保健課 総務課
96	地域での見守りネットワークづくりの推進	何らかの支援を必要とする人にとって、最も身近な住民による見守り活動や援助活動のほか、サービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮し推進します。	福祉保健課
97	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築の推進	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築を推進します。	地域振興課
98	障がいのある人の生活の安定と自立を支えるためのあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入	障がいのある人に係る施策の実施に当たっては、椎葉村男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」を踏まえて、性別によるニーズの把握や対応に配慮します。さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。また、障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するためのサービスの充実を図ります。	福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
99	子育てにともなう経済的負担の軽減	ひとり親については、自立を促進するため経済的支援を行います。その他、諸制度についても周知と弾力的運用を図ります。その際、家庭の経済的状況が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼすことのないよう、また、経済的理由で就学や進学を断念することがないよう、育英会等の貸付制度に関する知識や活用についての周知を行います。	福祉保健課 教育委員会
100	子ども医療費助成事業	安心して子育てができるように、子ども医療費助成事業により一層の周知を図ります。	福祉保健課
101	子育て支援の気運づくり	地域において子どもや子育て家庭を見守り、交流を図るとともに、村民全体で子育てを支援していくという気運づくりに努めます。	福祉保健課
102	各種相談窓口の環境整備	地域課題の多様化に伴い、生活上の困難を複合的に抱えるなど各種相談へのニーズも多様化・複合化しています。多様な相談に迅速に対応できるように、各種相談窓口の周知と関係各課の連携に努めます。	関係各課
103	リサイクルの推進	子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、必要なくなったチャイルド・シート等子育てに必要なものをリサイクルするための意識の醸成やシステムの整備を進めます。	税務住民課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
104	虐待防止ネットワークの確立	高齢者や障がい者、子ども等の人権を守るため、虐待の防止に向けた啓発を行います。また、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見、予防に取り組むとともに、問題解決のための情報の共有や関係機関との連携体制を図ります。	福祉保健課
105	高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発	地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に発揮し、男女共同参画の視点に立った地域における支援を促進し、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発を行います。また、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう取り組みます。	福祉保健課
106	シルバー人材センターの支援	教育・子育て・介護・環境の分野を重点的にシルバー人材センターと共同して事業の支援の推進を行います。また、シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるような多様な就労機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図ります。	福祉保健課
107	老人クラブ活動への支援	世代間の理解を促進するための各種交流事業を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動への支援を行います。	福祉保健課
108	消費生活についての啓発・教育	消費者被害防止の普及啓発の強化を図ります。また、一人暮らしの高齢女性が被害にあう場合が多いことから、高齢女性が利用しやすい体制の整備を図ります。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
109	包括的・継続的ケア マネジメント事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう居宅事業所や医療機関、福祉関係機関と連携してネットワークを形成し、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。	福祉保健課
110	多様な介護サービスの提供	介護する人・介護される人の多様なニーズに対応するため、様々な介護サービスが利用できるよう関係機関と連携を図ります。	福祉保健課
111	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時の在宅高齢者を支援します。	福祉保健課
112	外国人が安心して暮らせる環境の整備	関係機関と連携し、言語の問題等、地域社会の中で孤立しやすい外国人が、性別や、その生活形態にかかわらず、尊厳を持った日常生活を送ることができる環境の整備に努めます。	地域振興課
113	家庭介護者の介護負担の軽減	高齢者を介護している家族に対し、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした各種サービスの充実を図ります。	福祉保健課
114	コミュニティバスの利用促進	高齢者等の移動手段となる、車を持たない村民の自立支援となるコミュニティバス運行体系を整備し、利用促進を図ります。	総務課
115	要援護者ネットワークの整備	プライバシー保護に配慮しながら、要援護状態にある高齢者や障がい者等、災害時に避難誘導などを必要とする人の把握に努めます。	総務課 福祉保健課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
116	子育て世代への支援	核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化により、子育てに対し悩みを抱えている保護者同士が子育てについて相談し合える環境の整備を図ります。	福祉保健課 教育委員会
117	<u>バリアフリー※</u> 、 <u>ユニバーサルデザイン※</u> に配慮した公共施設・道路整備	高齢者・障がい者、妊婦、子育て中の人等すべての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びをもって生活を送ることができるよう、移動手段の確保や段差の解消等を推進します。	関係各課

用語解説

バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や物を含めた生活環境を初めからデザインする考え方。

6 重点的に取り組むこと

仕事と生活の調和を図るための 男女共同参画の視点に立った環境の整備

【現状と課題】

■男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成に向けては、性別にかかわらず、働いている・働きたい人が、就業を継続しそれぞれの望む「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)*を可能にする環境の整備が求められています。

■平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、家庭における固定的な性別役割分担意識についてたずねたところ、「妻や子どもを養うのは男性の責任である」「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとすべきである」という項目で、肯定的な回答が5割を超えています。

このような家庭における固定的な性別役割分担意識を背景に、その実態においても「家事」「育児」を「主に妻が行っている」と回答する割合が高くなっており、男性には一家の稼ぎ手としての責任が集中するとともに、回答者の大半がいわゆる「共働き」であることから、女性には仕事と家庭的責任の両立を図る負担が集中する傾向にあることがわかりました。

■同調査において、男性も女性も家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに自分の意思で積極的に関わり、いきいきと暮らすことができるようになるために必要なことについてたずねたところ、「家族の間で互いの立場を理解し、家事などの分担をするよう十分に話し合うこと」「家事などについて、性別によらず、身につけることができるような育て方をする事」等、家庭内における固定的な性別役割分担の現状の改善に関わる回答の割合が高くなっており、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現のために、その働き方に関わる就業環境への関心が希薄であることがわかりました。

■「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)については、性別にかかわらず誰もが多様な生き方の選択ができ、人生のそれぞれの段階において、主体的に希望するバランスで、

仕事と家庭のみならず様々な分野での活動にかかわることができる就業環境の整備が求められています。その前提として、性別や雇用形態の違いによる差別的取扱いを是正し、特に、男女の均等な機会と待遇の確保に関わる施策の推進は重要な課題です。

そのため、不安定な労働条件に置かれやすい非正規雇用者、仕事と生活の場を同じくする農林水産業・商工自営業等、それぞれの状況により異なる諸課題について男女共同参画の視点に立った就業環境の整備を進めるとともに、事業所に対しては、長時間労働等を前提とした従来の雇用慣行の見直しを働きかける等、働く場に応じた施策の実施に取り組めます。

また、人生の段階に応じた多様な就業の在り方を支えるためには、それぞれが抱える生活上の諸課題に対応することが求められており、育児や介護に係るサービスを提供する際にも、性別に関わらず誰もが「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を図ることができよう、あらゆる主体との密接な連携を図りつつ弾力的な対応に努めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
118	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進	性別に関わりなく、すべての人が地域社会や家庭生活に参画し、男女共同参画を実現するため、ライフスタイルに応じた多様な働き方のための仕事と生活の調和の必要性について理解を深めるための研修や情報提供を行います。	総務課
119	男性の育児休暇・介護休暇取得の促進	父親の子育て参画や子育て中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画について啓発を行います。 また、男性の育児休業取得を促進するため「パパ・ママ育休プラス」(両親ともに育児休業を取得する場合の特例等)等の啓発を行います。	総務課
120	仕事と家庭の両立ができる誰もが働きやすい環境をつくるため事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。	地域振興課 総務課
121	家族経営協定の締結の促進	農業生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会
122	マザーズハローワーク事業の推進	育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることから、子育て女性等の再就職を重点的に支援するマザーズハローワーク事業を推進するための情報提供を行います。	地域振興課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
123	妊娠・出産する女性の就業機会の確保	妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いに対する周知啓発を行い、妊娠・出産する女性の就業機会の確保を図ります。	総務課
124	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	男女雇用機会均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけていることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の制度の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	総務課
125	新規就農者への男女共同参画の視点を踏まえた支援の充実	就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介など、女性の新規就農希望者の就農に関し、男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農林振興課
126	農業者年金の加入促進など社会保障制度の周知	男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入促進など各種社会保障制度の情報提供を行い、普及・定着を図ります。	農林振興課 農業委員会
127	パワーハラスメントに関する情報提供	事業所に対して、職場における「パワーハラスメント」の定義を周知するとともに、労働者に対して防止・救済に関する情報を提供します。その際、パワーハラスメントは人権問題であることへの理解を深められるような広報のあり方に留意します。	総務課
128	男女雇用機会均等法等法令、制度の周知	男女雇用機会均等法等関係法令、制度の周知については、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努めます。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
129	「仕事と家庭を考える月間」の周知	10月の「仕事と家庭を考える月間」を周知し、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の必要性に関する気運を高めます。	総務課
130	男性を対象にした育児への参画のための支援	学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供を行います。また、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供(母子手帳交付時に父親に対して「パパのイクメン手帳」を交付)を通じ、妊婦のサポートと、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図ります。	福祉保健課
131	男性を対象にした介護への参画のための支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供を拡大します。	福祉保健課
132	職業訓練等の情報提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行います。	地域振興課
133	役場における「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の推進	特定事業主行動計画により、職員一人ひとりが、出産・子育てに理解ある働きやすい職場を目指し、「男性職員の育児休業法の取得促進」や「労働時間軽減のための職場環境の改善」等、役場における「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みます。	総務課
134	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入推進	公共契約において、適正な労働条件の確保に資する取り組み、男女共同参画への積極的な取り組みをしている事業所を評価する事項の導入を推進します。	総務課

用語解説

「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。

7 重点的に取り組むこと

政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

【現状と課題】

■多様化する地域課題の解決に向けては、村政やあらゆる分野の政策・方針決定過程に、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していく必要があります。

中でも、女性は、本村における人口の半分を占め、様々な分野の活動の担い手として参加していますが、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、本村における審議会等の女性の委員の割合は 10.4%と村政や地域運営への女性の参画が十分であるとはいえない状況にあります。..

■本村が平成 25 年に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、地域の雰囲気や慣習の状況をたずねたところ、「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「団体の長や代表などには男性になるほうがよい(なるものだ)」という雰囲気がある」が 29.8%となっており、いまだ地域に根強くのこる固定的な性別役割分担意識を反映して、政策・方針決定過程への女性の参画がすすまない状況があることが伺えました。

このような現状の背景にある構造的な課題を踏まえて、意識改革や人材育成に努め、多様な立場にある人の声が反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
135	役場におけるポジティブ・アクション※(積極的改善措置)の実施	固定的な性別役割分担意識に基づく職域・職種・職階における性別による偏りをなくし、バランスのよい職員配置を行うとともに、幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。	総務課
136	審議会委員等への女性の参画の拡大	審議会等委員の参画に関する女性比率の現状等を調査し、関係機関や団体等への女性の参画を促します。	関係各課
137	各種団体への女性の参画拡大の支援	女性の能力が発揮されることが、各種団体の活動の活性化に不可欠という醸成を図りながら、女性のエンパワメント※に向けた研修等の情報を提供します。	総務課
138	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育・社会教育の場における PTA 活動等、役員への女性の参画の促進について働きかけを行います。	教育委員会
139	審議会等委員の公募制の導入	審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図ります。	関係各課
140	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	農業や商工業、自治公民館、各種団体に対し、役員や委員への女性の参画の促進を働きかけます。	関係各課

用語解説

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

エンパワメント

直訳すると「ちからをつけること」という意味。「よりよい社会へと変えていくちから、責任を持って主体として社会を築いていくちからを発揮できること」をいう。自己決定する能力を身につけ、法的・経済的・政治的な意志決定の場に主体的に参画すること。

8 重点的に取り組むこと

男女共同参画の視点に立った 地域づくり活動の推進

【現状と課題】

■ 少子・高齢化と人口減少社会の到来等本村を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応するため新たな地域づくりの展開が要請されています。

多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、住民一人ひとりの人権の尊重に根ざした地域生活環境の整備を進めるためには、行政のみが公共サービスを提供するあり方から、NPOや自治会等の地域活動団体など多様な主体との協働による「新しい公共の創造」が求められています。このような新たな地域づくりの展開に当たっては、自らの地域を住民自らの「自助」「共助」で担う地域自治の力量形成に努める必要があります。

■ 平成25年度に実施した「男女共同参画社会についての住民意識調査」において、「何か、地域のために役立ちたいか」とたずねたところ、「非常にそう思っている」「かなりそう思っている」「少しそう思っている」を合わせると、約8割の人が地域づくりに貢献する意欲を有していることが分かりました。

地域活動等の参加については、「特に何もしていない」と回答した人は全体の約1割で、ほとんどの方が何かしら活動をされており、人々の貢献意欲が十分に活かされていることが読み取れます。その中で、「生きがい、やりがいを感じて参加している」人は約8割ですが、「負担に感じつつも参加している」人が6割を占めており、参加している人の負担を軽減するためにも、固定的な性別役割分担意識や世帯単位等旧来の慣行に基づく活動の運営や内容について、多様化する地域の変化を踏まえて見直し、年齢や性別を超えて多様な人の参加が促進される環境づくりを進める必要があります。

■ 本村がめざす新たな地域づくりの展開には、それぞれの地域における多様性に富んだ活力ある地域づくり活動を主体的に進めることが要請されます。そのため、男女共同参画社会の形成という視点からみた地域コミュニティに関わる課題の解決に取り組み、性別・年齢等を超えて多様な立場を生きる人の参画による活力ある地域づくり活動が促進されるよう環境の整備を進めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
141	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	地域におけるボランティア活動やNPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、固定的な役割分担意識に基づく運営を見直し、情報や研修機会を提供します。	総務課
142	高齢者活動の推進	地域において高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して世代間交流や地域文化の伝承活動を推進します。その際、高齢者のいきがづくりを推奨します。	福祉保健課
143	地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進	公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域における課題解決や実践的活動に関する情報を収集・提供・共有を行い、男女共同参画の推進を図ります。	教育委員会 総務課
144	地域活動を行っている団体とのネットワークの構築	男女共同参画の視点を踏まえ、NPO等の地域活動を行っている団体等とのネットワークの構築・連携を図ります。	総務課 地域振興課
145	地域活動への多様な人々の参加の促進	男女ともに多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、自治会等地域活動において、男女がより活発な活動を展開できるよう推進します。	関係各課
146	地域における防災意識の向上	村民が災害や防災について意識し、被害を軽減できるよう、男女共同参画の視点に立った自主防災組織の充実を図ります。また、防災への女性の参画促進に取り組めます。	総務課
147	コミュニティ助成事業の推進	コミュニティ活動の活性化と住みよいまちづくりを推進するため、コミュニティが実施する活動事業への支援を行います。	地域振興課

9 重点的に取り組むこと

男女共同参画社会づくりに向けた 推進体制の整備

【現状と課題】

■ 本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって、協働による推進体制により一層の整備に取り組めます。

① 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動する取り組みが要請されます。国、県、近隣自治体、関係機関との連携協力体制を強化し、さらなる研修機会の充実と多角的な啓発活動を展開します。

② 市内推進体制の機能の強化

本計画の推進にあたっては、椎葉村男女共同参画審議会の意見をはじめ、村民の意向を尊重しながら、村長を会長とする椎葉村男女共同参画推進連絡会議を中心とする市内推進体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

③ 推進を担う人材の養成

協働による推進体制の整備に向けて、推進リーダーの養成を計画的に行います。

④ 男女共同参画の施策に関する村民の申出への対応

村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について村民からの申出があった場合、椎葉村男女共同参画推進条例 14 条第1項に基づき、適切に対応します。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
148	国・県・近隣自治体・関係機関等との連携	国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。	総務課
149	男女共同参画審議会の機能発揮に係る事務の推進	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況について評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。	総務課
150	男女共同参画推進連絡会議の機能発揮	村が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進連絡会議の機能の発揮を図ります。	総務課
151	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、村政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進連絡会議」の機能発揮のため事務局機能を果たします。	総務課
152	「男女共同参画基本計画」の着実な進行管理	「男女共同参画基本計画」に位置付けた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、椎葉村男女共同参画推進条例に基づき進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。	総務課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
153	施策の策定等にあたっての配慮	男女共同参画の形成の促進に直接的に関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。村が施策を企画立案し、事業を実施するにあたっては、男女共同参画の視点に配慮します。	関係各課
154	申出の対応体制の整備	椎葉村男女共同参画推進条例第 14 条に基づき、苦情処理制度の周知を図るとともに、村への苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	総務課

10 重点的に取り組むこと

あらゆる分野における 女性活躍の推進

【現状と課題】

■男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に責任を担い、自らの意思に基づきその個性と能力を十分に発揮することにより、職場、地域、家庭等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

そのような中で、例えば政策・方針決定過程への女性の参画については、依然として低い水準にあるなど、社会の中で女性の参画が進んでいない分野も多く存在します。

平成 27 年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が公布され、これまで以上に働く場における女性の活躍推進が求められており、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

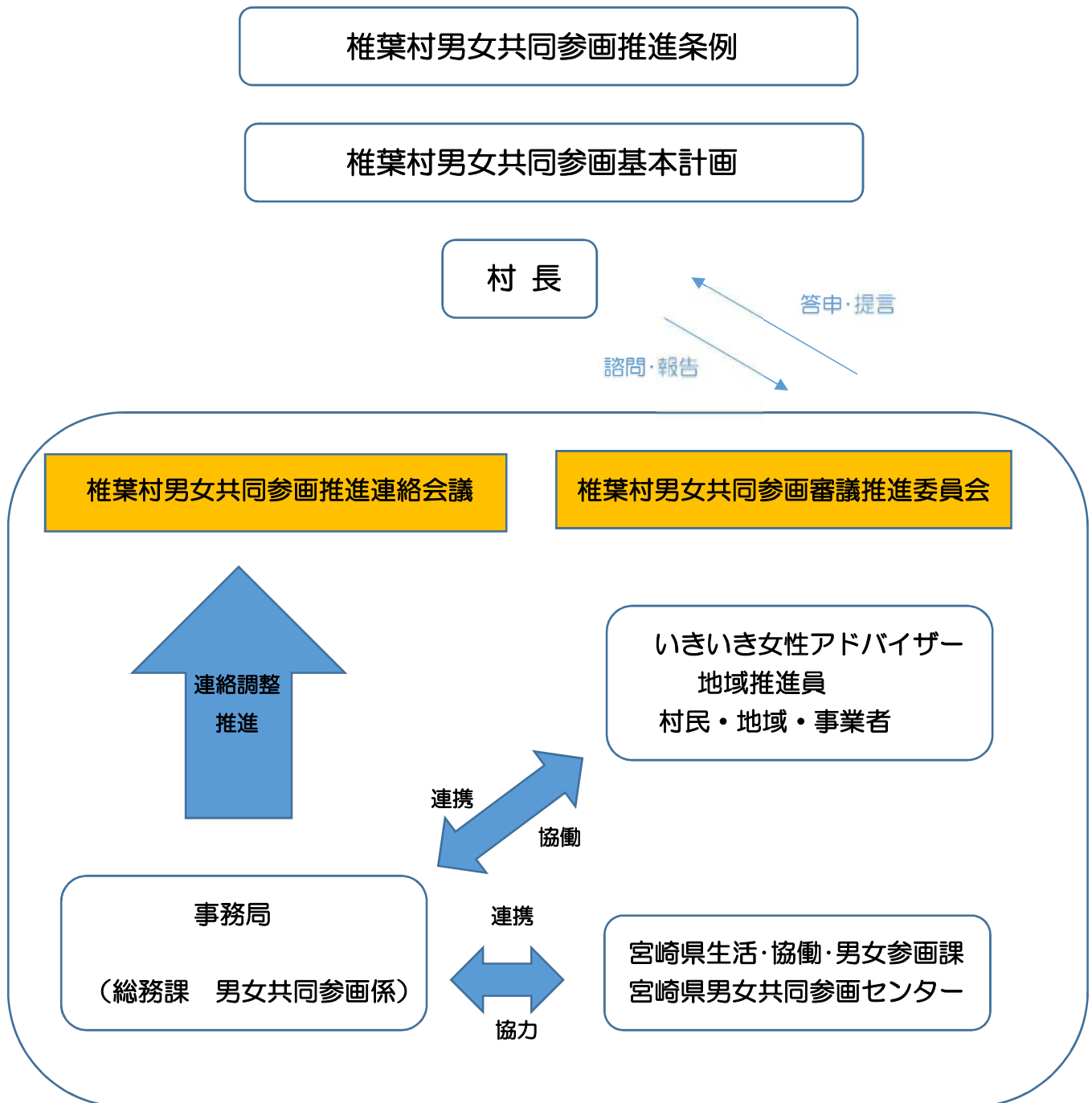
本村の就業者に占める女性の割合は増加傾向にあり、女性の活躍が進むことは、地域経済の発展と企業の活性化という点から重要な意義を持つとともに、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものです。

また、長時間労働や転勤を前提とする男性中心の働き方は、女性が育児・介護等と両立して活躍することや、男性の家事等への参画などを阻害する要因となっており、その見直しが求められています。

■本村としても、社会における政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、職場や地域、家庭等で男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備や男性中心型の働き方の見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、地域等における男女共同参画を促進し、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって、協働による推進体制により一層の整備に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
155	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	村の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進します。	関係各課
156	地域活動への女性の参加の促進	自治会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。	総務課
157	経済分野における女性の活躍	農業協同組合や農業委員会等において女性役員や委員の登用を進め、農林漁業に携わる女性が経営などの方針決定の場に参画するよう推進します。	農林振興課
158	女性の能力発揮への支援	女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。	総務課

～推進体制～



～数値目標～

指標項目	現状値	年度	目標値	年度
社会全体において、男女の地位は平等になっていると思う人の割合	31.7%	25	80%	35
「男は仕事」「女は家庭」という性別による固定的役割分担に、「反対」もしくは「どちらかといえば反対」と思う人の割合	39.2%	25	80%	35
男女共同参画という言葉や意味を知っている人の割合	62.3%	25	100%	35
地域における固定的性別役割分担意識による雰囲気や慣習がある割合	80.6%	25	30%	35
審議会等への女性の登用率	10.4%	25	30%	35

参考資料

- 男女共同参画社会基本法
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抜粋)
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 椎葉村男女共同参画推進条例(平成 25 年 3 月 19 日条例第 14 号)
- 男女共同参画推進連絡会議設置要綱(平成 24 年 8 月 29 日要綱第 45 号)
- 椎葉村男女共同参画審議会設置要綱(平成 25 年 1 月 10 日要綱第 1 号)

■男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

2 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及

び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

1 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

2 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要

であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第 4 条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解

してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一

の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一

の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかに問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。))がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指

名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事

国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号)

最終改正:平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号

(最終改正までの未施行法令)

平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号(未施行)

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第五条—第十条)

第二節 事業主の講ずべき措置(第十一条—第十三条)

第三節 事業主に対する国の援助(第十四条)

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助(第十五条—第十七条)

第二節 調停(第十八条—第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)

第五章 罰則(第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法 の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい

る事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十

九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項 若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項 に規定する船員及び同項 に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項 の規定による休業を請求し、又は同項 若しくは同条第二項 の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項 又は第二項 の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

- 1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六〇年六月一日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三年五月一五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月九日法律第一〇七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則（平成九年六月一八日法律第九二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の改正規定(「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定(「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。)及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。)、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。)並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定(「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。) 平成十

年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例)

第二百二十二条 第三百七十五条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局(以下「都道府県労働局」という。)であつて、この法律の施行の際第三百七十五条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。

(職業安定関係地方事務官に関する経過措置)

第二百二十三条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員(労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第一百五十八条において「職業安定関係地方事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

(地方労働基準審議会等に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

(国等の事務)

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十

三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

- 2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年七月一日法律第一一二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十三年十一月一六日法律第一一八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年五月三十一日法律第五四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十二号）中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の四の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年五月二日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二四年六月二七日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正:平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶

者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった

と認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力

(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁

判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面

会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い

配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認

めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関

係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条

第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、

厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第

四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上

で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要

な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項

及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

■椎葉村男女共同参画推進条例

(平成 25 年 3 月 19 日条例第 14 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 村民 村内に居住する者又は滞在する者(通勤、通学等で滞在する者をいう。)及び村内に活動拠点を置く団体等に所属する者をいう。
- (4) 事業者 村内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(村の責務)

第 4 条 村は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極

的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 村は、村行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画の推進に配しなければならない。

(村民の責務)

第 5 条 村民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 村民は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第 7 条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 8 条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシャル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)

(3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第 9 条 村長は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、村民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、椎葉村男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(事業者及び村民の理解を深めるための措置)

第 10 条 村は、広報活動及び啓発活動を通じて、基本理念に関する事業者及び村民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第 11 条 村は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第 12 条 村は、農山漁村をはじめとする地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者及び村民の活動に対する支援)

第 13 条 村は、事業者及び村民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第 14 条 村長は、第 8 条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、村民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 村長は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、事業者又は村民から苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。

3 村長は、前項の申出を処理するにあたって、必要と認めるときは、椎葉村男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査及び研究)

第 15 条 村は、男女共同参画を推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第 16 条 村長は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備等)

第 17 条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第 18 条 村は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第 19 条 村長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 椎葉村男女共同参画審議会

(設置等)

第 20 条 村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議させるため、椎葉村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。

(2) 第 14 条第 3 項の規定による苦情の申出の処理に関すること。

(3) 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。

2 審議会は、村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第 21 条 審議会は、村長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第 22 条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

■男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(平成 24 年 8 月 29 日要綱第 45 号)

改正 平成 25 年 12 月 25 日要綱第 23 号

(目的及び設置)

第 1 条 男女共同参画社会基本法第 9 条の規定に基づき、椎葉村における男女共同参画関係施策を総合的かつ計画的に実施するため、椎葉村男女共同参画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策に係る庁内連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は村長、副会長は副村長をもって充てる。

3 委員は課長(課長に準ずるものを含む。以下同じ)をあて、村長がこれを任命する。

(会議)

第 4 条 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第 5 条 連絡会議は、男女共同参画に関する施策を調査及び研究するため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、結果を会長に報告するものとする。

3 分科会の委員は、村職員のうちから会長が指名する。

4 分科会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める

(庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 25 日要綱第 23 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

■椎葉村男女共同参画審議会設置要綱

(平成 25 年 1 月 10 日要綱第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、椎葉村男女共同参画推進条例(平成 25 年条例第 14 号。以下「条例」という。)第 20 条に規する男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関し知識又は経験を有する者
- (2) 事業者が推薦する者
- (3) 公募の村民

(組織等)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

配偶者等からの
暴力の防止及び
被害者支援計画

椎葉村

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第1章 計画の策定にあたって..... p115

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の基本的な考え方
3. 計画の性格
4. 計画の期間

第2章 配偶者等からの暴力について..... p117

- 1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは
 - （1） 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）
 - （2） 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の特徴
 - （3） 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害
 - （4） 根底にある男女の不平等な関係
- 2 配偶者等からの暴力の実態
 - （1） 配偶者等からの暴力の被害経験
 - （2） 配偶者等からの暴力についての相談経験
- 3 配偶者等からの暴力に対する取り組みの現状
 - （1） 国における取組
 - （2） 宮崎県における取組
 - （3） 椎葉村における取組

第3章 計画の体系 p121

第4章 計画の内容 p122

第5章 計画の推進体制 p137

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。本村は、男女共同参画推進条例に基づき、すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、全庁的に取り組みを進めています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

そのため住民一人一人が、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、国・県・近隣自治体及び関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護の総合的かつ計画的に取り組むため、「椎葉村配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」(以下「椎葉村DV防止基本計画」という)を策定します。

2. 計画の基本的な考え方

目指すべき姿

ドメスティック・バイオレンスを許さない
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造

基本理念

- すべての人は、安全な環境で安心した生活を送ることができ、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- 配偶者等からの暴力は、「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず、「社会的な問題」です。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び近隣自治体と、連携・協力を図りながら、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。

3. 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項の規定に基づく市町村計画として策定します。
- (2) この計画は、椎葉村男女共同参画推進条例第8条の遵守を徹底するための計画として位置づけ、椎葉村男女共同参画基本計画と一定的に推進します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、平成 26 年度を初年度とする平成 31 年度までの6年間とします。ただし、配偶者暴力防止法が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 配偶者等からの暴力について

1. 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス／DV)とは

(1) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス／DV)

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪う等経済的な暴力など様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス／DV)の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス／DV)は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

2. 配偶者等からの暴力の実態

(1) 配偶者等からの暴力の被害経験

平成 25 年に実施した「椎葉村男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から何らかの暴力を受けた経験が1度でもあると答えた人は、女性は 39.1%、男性は 14.3%となっています。

(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験

平成 25 年に実施した「椎葉村男女共同参画社会についての住民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験がある方に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも、だれにも相談しなかった(できなかった)」と回答した人が 25.0%となっており、暴力が潜在化しやすい傾向にあることが分かりました。

3. 配偶者等からの暴力に対する取り組みの現状

(1) 国における取組

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下 DV 防止法)が制定されました。これにより、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、DV 防止法の規定については、施行後 3 年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則に基づき、平成 16 年と平成 19 年の 2 回にわたり改正が行われました。

＜平成 16 年改正＞

- 1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- 2 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）
- 3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施
- 4 被害者の自立支援の明確化等
- 5 警察本部長等の援助
- 6 苦情の適切かつ迅速な処理
- 7 外国人、障がい者等への対応

＜平成 19 年改正＞

- 1 市町村基本計画の策定
- 2 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- 3 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
- 4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

(2) 宮崎県における取組

平成 13 年 4 月「配偶者暴力防止法」の制定に伴い、平成 14 年 4 月から宮崎県女性相談所が「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を担うことになり、被害者の早期発見及び必要な保護・支援が行われています。

また、平成 18 年 3 月に「DV対策宮崎県基本計画」を策定し、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「新みやざき創造計画」(宮崎県総合計画)において、男女が互いの人権を尊重しつつ、家族や職場、地域社会などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、その根絶に向けて取り組んでいます。

さらに、平成 21 年 3 月、配偶者暴力防止法の改正内容や、県内の実情を踏まえ、DV対策基本計画(改訂版)が策定されました。

(3) 椎葉村における取組

平成 25 年 3 月に制定した「椎葉村男女共同参画推進条例」第 14 条において、「配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的、又は性的な苦痛を与えられる暴力行為」を禁止する規定を掲げており、相談体制の充実等に努めています。

第3章 計画の体系

====めざすべき姿=====

ドメスティック・バイオレンスを許さない

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造

重点的に取り組むこと

I. いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組

- 1 暴力を許さない人権教育・学習の深化
- 2 暴力の潜在化を防ぐための配偶者等からの暴力に対する理解の促進
- 3 暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための広報・啓発の推進

II. 被害者の安心と安全を確保するための取組

- 1 被害者の保護と安全確保
- 2 早期発見による被害者の安全確保
- 3 通報・通告制度による被害者の保護
- 4 被害者の安全を守る個人情報の保護
- 5 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 6 二次被害を防ぐための支援機関等職務関係者への理解の徹底
- 7 支援者の安全確保

III. 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

IV. 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組

- 1 安心した暮らしを守るための経済的支援
- 2 安心した暮らしを守るための生活的支援
- 3 住宅確保のための支援

V. 被害者である子どもや若者への支援

- 1 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 2 デートDVの防止と被害者のケア

第4章 計画の内容

重点的に取り組むこと

I. いかなる場合にも暴力を許さない 社会づくりに向けた取組

1. 暴力を許さない人権教育・学習の深化

人権教育・学習の推進

人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るため、これまでの人権に関する教育・学習に男女共同参画の視点を導入します。

男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携として取り組みます。また、特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努めます。

法教育の推進

日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し問題解決の力量形成が図られるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌やホームページなどを活用して法律に関するコラムを設けるなど、法教育を進めます。

「人権週間」における広報・啓発

広報誌等を活用して「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。

2. 暴力の潜在化を防ぐための配偶者等からの暴力に対する理解の促進

地域における学習機会の提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、住民に身近な公民館講座等での啓発活動に努めます。

多様な機会をとらえた広報・啓発の推進

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報誌や村のホームページ等を活用した広報を実施するとともに、多くの住民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます。

講演会や研修会等の開催による啓発の実施

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。

男女共同参画センター等における講演会等の情報提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣自治体における研修会等の開催日程等の情報提供に努めます。

各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど啓発活動を進めます。

書籍やビデオ等関連情報の提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。

啓発用リーフレットの活用

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布します。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月)に、関係機関と連携して広報・啓発を進めます。

被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の推進

配偶者等からの暴力を受けていることを認識していないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。

3. 暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育・学習の推進

暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進

個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという認識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるため、広報誌等を活用し、意識の醸成に努めます。

身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施

暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができるようになるために、身近な事例を用いた参加体験型の研修を実施します。

重点的に取り組むこと

Ⅱ. 被害者の安心と安全を 確保するための取り組み

1. 被害者の保護と安全確保

一時避難先の確保等による被害者の保護

被害者の一時避難先を確保する等、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。

警察の緊急通報装置貸出制度

被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出についての情報提供を行います。

地域における見守り支援

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治公民館、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。

婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護

被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行います。

身近な避難先の確保

被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動や住民と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。

2. 早期発見による被害者の安全確保

保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用

医療機関は患者の症状から、保健センターでは各種健診や相談を通して、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、村や警察に通報するなどの適切な対応がとれるよう「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を行います。

医療機関における診察等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供

医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、村や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援を行います。

育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭で配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ等対応に努めます。

母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ

緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、村や警察に通報したり、必要な情報提供を行います。

配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化

児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、児童虐待支援に係る村職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。

また、県や関係機関等が実施する講座等の情報を提供し参加を促進します。

民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。

学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から村や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。

外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり

外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる村職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流(協力)の分野で活動を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点を持って日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行う等の環境づくりを進めます。

3. 通報・通告制度による被害者の保護

医療関係者への通報・通告制度の周知徹底

日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないこと等、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。

通報者の情報の保護の徹底

通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。

配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

4. 被害者の安全を守る個人情報の保護

各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等、関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。

被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり

被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関・部署において情報管理のルールを定め遵守します。

個人情報を扱う村職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進

個人情報を扱う村職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての理解を促進する研修を実施します。

5. 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供

配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。

医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用します。

住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置

住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。

保護命令制度の広報と申し立てに関する支援

配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。

6. 二次被害を防ぐための支援機関等職務関係者への理解の徹底

配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知

地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるためには、消防(救急)職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身に付けることが必要です。

そのため、関係者を対象に、配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修を実施します。

教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進

教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたるよう、国・県・関係機関等が実施するDVに関する理解を深めるための研修への参加を促進します。

医療関係者向け広報・研修への参加促進

医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供を行い、研修への参加を促進します。

支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施

支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。※支援機関職務関係者(教育相談員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、児童相談員、消費生活相談員、人権擁護委員等)

7. 支援者の安全確保

警察との連携・協力

相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。

支援者の個人情報管理の徹底

相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。

重点的に取り組むこと

Ⅲ. 安心して相談できる体制の確立に 向けた取り組み

1. 相談体制の整備と充実

安心して相談できる環境の整備

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めます。

外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握

使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。

県「支援者のための相談対応マニュアル」の活用

被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のための相談対応マニュアル」を支援関係機関に周知するとともに、村職員の職務関係者に配布します。

相談員等支援者のケアの充実

被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。

被害者への安全確保に配慮した各種相談機関等の周知

被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立った、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとする県内の相談機関について、相談窓口カードやリーフレット等も活用し、安全な周知に努めます。

椎葉村女性相談の周知

本村における安全なDV相談の周知を図ります。

県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣

県が開催する被害者支援養成講座について、支援関係機関職務関係者に情報提供するとともに、村職員の職務関係者を派遣します。

2. 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

庁内連絡会議の機能強化

迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を充実し、適切な対応に向けた機能を強化します。

医療機関とその他支援関係機関との連携協力体制の整備

管内配偶者暴力相談支援センター、近隣自治体と連携し関係機関連絡会議を設置し、定期的な開催による情報の共有化を図り、迅速な対応ができる体制整備に取り組みます。

支援関係機関・団体の連携協力体制の強化

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。

支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立

休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。

重点的に取り組むこと

IV. 被害者の立場に立った生活再建に 向けた取り組み

1. 安心した暮らしを守るための経済的支援

生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度の適用

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。

母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、母子・寡婦・父子福祉資金等貸付制度の適用

経済的に困窮している被害者に対しては、貸付金制度の情報提供等を行います。

2. 安心した暮らしを守るための生活的支援

各種保育サービスの情報提供・利用支援

各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。

学校や児童館・保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援

村、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等にあつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。

就職のための技能取得等の情報提供

就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。

3. 確保のための支援

公営住宅等の優先入居

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努めます。

自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援

心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、村と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉(保健)施設等への入所を支援します。

重点的に取り組むこと

V. 被害者である子どもや 若者への支援

1. 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知

加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。

地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進

子どもに関わる学校や児童館・保育所、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等からの暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。

健康診査・予防接種の弾力的実施

加害者からの追跡等の恐れがあり、現住所地に住民登録していない子どもについては、現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう実施します。

2. デートDVの防止と被害者のケア

デートDV防止に関する教育・啓発の推進

デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取り組みを進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという認識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

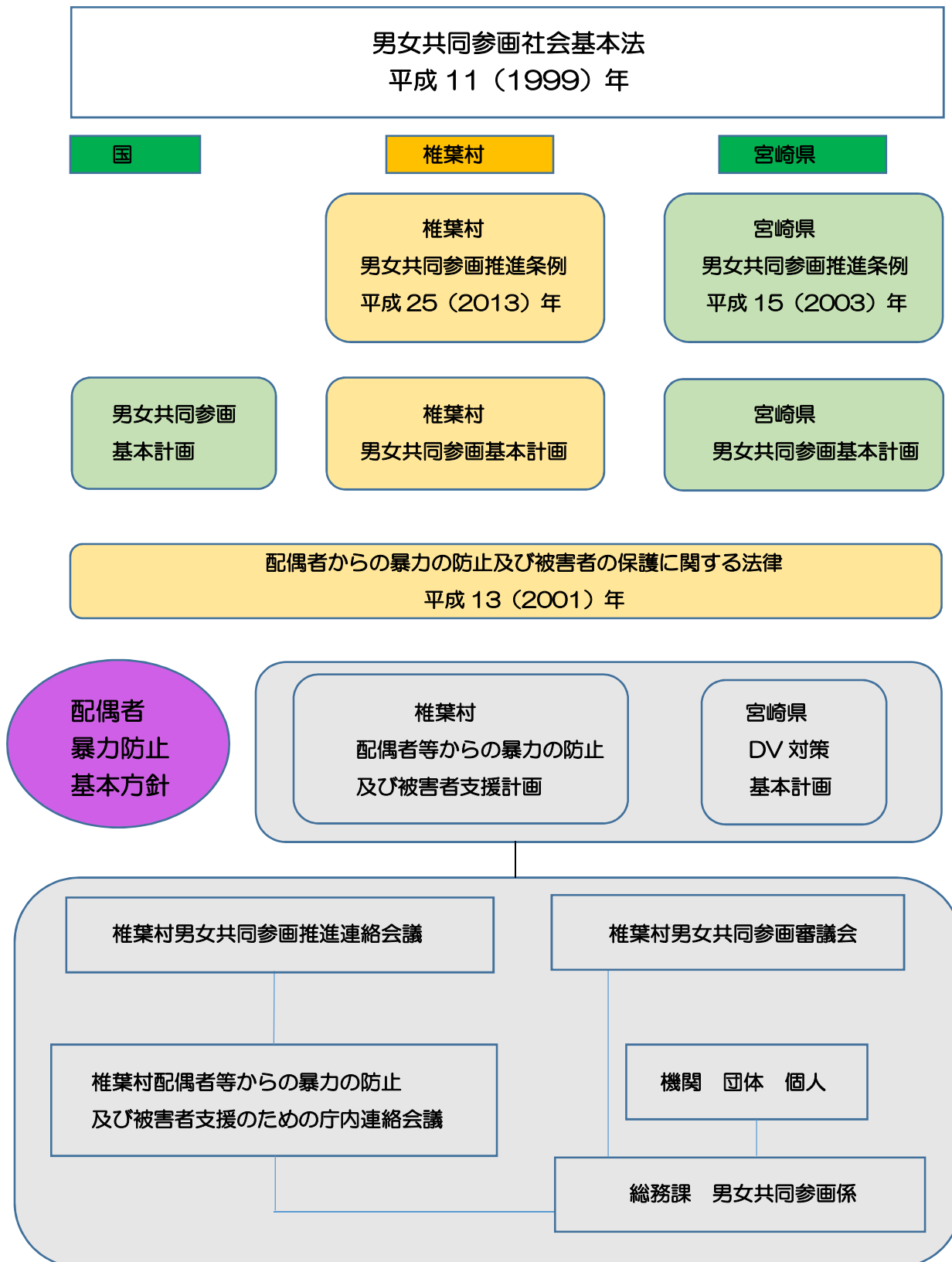
暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進

配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、成人する前に暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要です。学校などの関係機関と連携して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育を進めます。

被害者に関する適切なケア

教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、デートDVに関する理解を深め、早期発見と適切なケアに努めます。

～計画の推進体制～

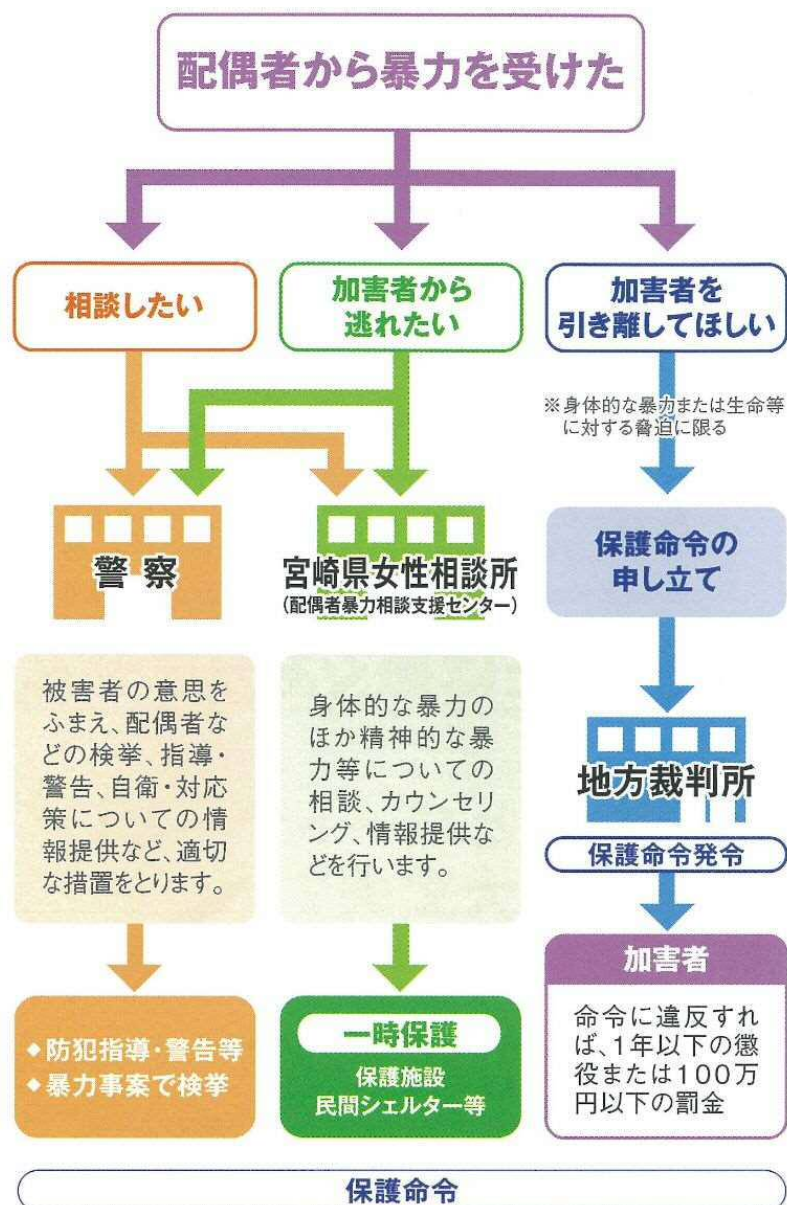


あなたを守る法律があります

DV防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

●被害者支援の流れ



被害者が、配偶者からの更なる暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合、地方裁判所に申し立てを行うと、加害者に対して「保護命令」が出されます。

- 接近禁止命令** 加害者が6ヶ月間、被害者につきまとったり、住居・勤務先などの近くを徘徊することを禁止します。(被害者と同居する未成年の子どもや親族も対象になります。)併せて、電話・メール等を禁止することもできます。
- 退去命令** 加害者に2ヶ月間、同居している住居から出て行くことを命じます。